



高速しが

平成27年
7月号

発行 滋賀県高速道路交通安全協議会・滋賀県高速道路交通警察隊

夏の交通安全県民運動が始まります!

期間：7月15日(水)から24日(金)までの10日間

運動の重点

- ◎ 高齢者に対する交通事故防止対策の推進
- ◎ 自転車の安全利用の推進
- ◎ 全席シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
- ◎ 飲酒運転・過労運転の根絶

高速道路交通警察隊では、夏期における交通事故防止を図るため、名神や新名神、北陸自動車道及び京滋バイパスなど全線において、24時間体制で交通取締りを強化します。特に飲酒運転、シートベルト・チャイルドシート非着用、運転時における携帯電話やメールの使用など、交通事故の発生を引き起こすような悪質違反を重点に取り締まりを実施します。



交通量の増える夏期においては、レジャーや帰省などで慣れない道路や長距離・長時間運転すると集中力が持続しません。

こまめに休憩を取るようにしましょう。特に疲れや眠気を感じたときは無理をせず、早めにサービスエリアなどで休憩を取り、常に余裕のある運転を心掛けて下さい。



高速道路での死亡事故増加!!

今年に入って、滋賀県内の高速道路では交通死亡事故が急増し、4人の尊い命が失われました。(6月24日現在)

事故・故障等で停止した車両から降車した人に後続車が衝突する「対人事故」と、停止した車両に後続車が追突する「対停止車両事故」が多く、2次被害に遭わないための安全対策をとる事が大切です。

《高速道路上の思わぬ停止車両や人にご注意ください》

高速道路を安全に利用するために

◎交通事故等で本線車道に緊急停止したときは◎

- 1 後続車両に対する安全措置をとる。
 - ★ハザードランプを点灯させる。
 - ★停止表示機材（三角表示板等）を出す。
 - ★発煙筒を使用する。
- 2 速やかにガードレールの外側に退避する。
 - ★110番、非常電話で緊急事態を通報する。
 - ★レッカー車の手配をする。

◎2次被害を防止するために◎

- 1 後続車両への安全対策をとったら、本線車道には絶対に立ち入らない。
- 2 忘れ物等を車両へ取りに戻らない。



高速道路安全運転5則

- 1 安全速度を守る
- 2 十分な車間距離をとる
- 3 割り込みをしない
- 4 脇見運転をしない
- 5 路肩を走行しない

